

令和6年11月 農業委員会総会

令和6年11月7日（木）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田	早苗	6番	相京	文夫
2番	京増	孝一	7番	木我	恭子
3番	飯田	隆男	8番	石橋	義弘
5番	石渡	潤一			

<農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	篠原	庄一
斉藤	孝壹	大塚	浩
小坂	和男		

2. 欠席者（農業委員）

4番	綿貫	清
----	----	---

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議 題	第1号議案	農用地利用集積計画について（3件）
	第2号議案	農地法3条許可申請について（2件）

5. 専決処理報告	農地法第5条の届出について（1件）
-----------	-------------------

酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年11月7日（木）

古川事務局長 ただいまから令和6年11月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 このところ天気が良い日が続き農業に精が出ていることと思います。本日も慎重審議よろしくお祈いします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、5番 石渡潤一委員、6番 相京文夫委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理その他となりますので、よろしくお祈いします。

飯田議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。借受者は上岩橋在住者です。貸付者については、登記名義人は既に亡くなっており、登記名義人の○と借受者の間で貸借が合意されたとのこと。設定場所は、上岩橋の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,776㎡、利用計画は田です。賃借料は10aあたり1俵で、設定期間は3年の再設定です。位置については2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促

進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 借受者は本申請地をきれいに管理しており、再設定でもあるため問題ありません。

飯田議長 小坂委員の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯田議長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2及び3について借受者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2・3について併せて説明させていただきます。資料の3ページから6ページをご覧ください。貸付者は上岩橋在住者、借受者は東酒々井に住所を有する法人です。借受者は、当初〇〇〇氏が個人で営農していたところ、本申請の譲受人の法人による共同経

営に変更するとのことですが、実質的には〇〇氏がメインで営農するため、実質的には大きな変更はないとのこと。設定場所は、上岩橋の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で2,373㎡、利用計画は畑です。作付作目については、〇〇氏はこれまで〇〇氏の〇が所有する畑で〇と共同で主にブルーベリーを栽培しておりましたが、本申請地においては各種野菜・レモンの栽培を計画しているとのこと。賃借料は整理番号2は6,500円、整理番号3は5,000円で、設定期間は5年の新規設定です。整理番号3については形式的には新規設定ですが、令和9年10月31日まで〇〇氏名義で貸借期間が設定されていた契約を一旦合意解約し法人名義に変更するもので、実質的には再設定となります。位置については4ページ・6ページ的位置図をご覧ください。なお、整理番号2・3の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 当該2件の譲渡人はいずれも高齢で後継者確保に苦慮しており、本申請の借受者が耕作してくれることは遊休農地防止にもつながるので良いことだと思います。

飯田議長 小坂委員の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯田議長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯田議長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。譲渡人は上岩橋在住者、譲受人は下岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地2筆で、登記地目は田、面積は合計で1,051㎡です。申請理由は、耕作面積の拡大とのこと。作付作目は水稲で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、8ページの位置図、9ページの公図をご覧ください。営農計画書については10ページをご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については、小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

小坂推進委員 譲受人・譲渡人は〇〇〇で、〇〇の関係です。本申請のとおり双方で合意されたことを確認しておりますので問題ないと思います。

飯田議長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようなので、これから採決を行います。農地法3条許可申請 整理番号1について許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

飯田議長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。譲渡人は酒々井町、譲受人は宮田委員の親族です。申請地は、伊籾の農地1筆で、登記地目は田、現況地目は畑、面積は30㎡です。申請理由は、道路用地との交換契約です。作付作目はえんどう豆他各種野菜です。権利の種類等は所有権移転です。位置については12ページの位置図をご覧ください。公図及び本申請に至った経緯については13ページをご覧ください。13ページの図面の青の部分（伊籾〇〇〇〇の一部）は譲受人の所有する土地の一部ですが、町と譲受人の合意により町が道路用地として使用している状態にあり、その代替として本申請地である赤の部分（伊籾〇〇〇〇〇）を町と譲受人の合意により譲受人が畑として使用している状態にあります。本申請地である伊籾〇〇〇〇〇は町所有

となっておりますが実質的に譲受人の耕作する伊篠〇〇〇〇〇と一体として利用されている状態であり、道路機能が無いことから、用途廃止・普通財産の交換を行い権利関係を整理するため、酒々井町まちづくり課から農地法第3条許可申請が提出されました。本申請と並行し、譲受人の耕作する伊篠〇〇〇〇〇の一部分で道路側部分の実質的に町が道路として使用している同じ面積を分筆し、町が交換で取得する予定となっております、現在分筆登記申請中です。なお、譲受人から町が取得する側については許可申請は不要となります。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、斉藤委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については、譲受人が〇〇委員の〇〇の案件のため、〇〇委員からお願いします。

〇〇農業委員 13ページの図面の青の部分は以前は倉庫が建っていた場所で、現状は道路と同じ高さとなっております。赤の部分は現況は畑となっております。道路が完成した時点で私の家の所有地の中にガードレールが建っているような状態になっていました。これらのことから相当の部分を町と交換し権利関係を整理するため、本申請に至りました。

飯田議長 〇〇委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようなので、質疑を終了します。

飯田議長 それでは、採決に移りたいと思いますが、整理番号2については譲受人が〇〇委員の〇〇の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、

採決前に退室願います。

(〇〇農業委員 退室)

飯田議長 それでは、これから採決に移ります。農地法3条許可申請 整理番号2について許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2につきましては、許可することに決定します。

飯田議長 〇〇委員には、入室してもらって下さい。

(〇〇農業委員 入室)

飯田議長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。譲受人は芝山町在住者、譲渡人は東京都荒川区在住の共有者2名です。届出地は下岩橋の農地計3筆で、地目は畑、面積は合計で313.07㎡です。届出理由は集合住宅用地とのことです。位置については、16ページの位置図と17ページの公図をご覧ください。備考ですが、令和6年10月17日付け、酒農委第5号の9で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にならなければ、専決処理報告ですのでよろしくをお願いします。

飯田議長 次に、その他について、事務局より何かありましたらをお願いします。

(ふるさとまつり出展について)

(その他)

飯田議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 6日の金曜日はいかがでしょう。

飯田議長 ただ今、6日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にならぬので、来月の総会は、6日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで11月の総会を閉会いたします。